

## 議 事 録 （ 要 旨 ）

平成31年1月25日(金)午後1時30分からすかつとランド九頭竜2階大会議室において1月定例会が開催された。

### 議事

#### 1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第75号議案	福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	原案どおり可決
第76号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について	"
第77号議案	農用地利用集積計画の決定について	"
第78号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	"
第79号議案	農地法第4条第1項の許可の申請について	"
第80号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	"
第81号議案	農地法第5条第1項の許可を受けた農地転用事業計画の変更の申請について	"
第82号議案	現況証明について	"
第83号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	"
第84号議案	農地・非農地判断について	"
第85号議案	農地・非農地判断実施要領の全部改正について	"

#### 2 報告事項

報告番号	報 告 名
第73号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第74号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第75号報告	農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の確認について
第76号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第77号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消の確認について
第78号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第79号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第80号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第81号報告	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

#### 3 協議事項

第3号協議 ふくい農業委員会だより第129号の編集委員について

#### 4 その他

(農業委員)

出席委員 22名

1番 小寺義則  
 2番 田谷美千代  
 3番 伊藤義明  
 4番 小寺辰夫  
 5番 鈴木肇  
 6番 武澤義明  
 7番 吉川明孚  
 8番 加藤新市  
 9番 阿部勝征  
 10番 細江昭夫  
 11番 北川健  
 12番 池田敏雄  
 13番 市村武男  
 14番 浅川健次  
 15番 北定  
 16番 長谷川忠夫  
 17番 田端秀雄  
 18番 笠原英夫  
 19番 池森幹夫  
 21番 廣部厚  
 22番 山本清幸  
 23番 吉田光範

(会長職務代理者)

(会長)

(参与)

(参与)

(参与)

欠席委員 2名

20番 堀内敏正  
 24番 田村洋子

(農地利用最適化推進委員)

出席委員 16名

2番 西岡達雄  
 4番 前田光博  
 6番 舟木政美  
 7番 島崎雅行  
 8番 岩崎眞次  
 9番 前川秀人  
 11番 宮浦啓二  
 12番 中川洋一  
 14番 杉本英夫  
 16番 鈴木謹一  
 17番 豊岡敏広  
 18番 野路直美  
 19番 清水勝栄  
 20番 衣目川一郎  
 21番 白山崎善三  
 23番 山田正則

欠席委員 6名

1番 加藤辰夫  
 3番 北野清一  
 5番 齊藤和栄  
 10番 清水重勝  
 13番 森下裕二  
 22番 齊藤藤伸

説明のため出席した者

農政企画室

主 幹	岩 野 俊 二
主 査	高 橋 齊

事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長	大 谷 康 二
局 次 長	南 京 良 幸
課長補佐	高 間 紀 英
主 幹	猪 坂 朋 彦
主 査	中 出 剛 史
主 事	富 平 一 博
主 事	藤 田 昌 稔

開 会 午後 1 時 3 0 分

( 細江会長挨拶 )

議 長  
( 1 0 番  
細江会長 )

今回の定例会では、議事の中で第 8 5 号議案「農地・非農地判断実施要領の全部改正について」農地利用最適化推進委員にも直接関係する案件のため出席を求めたものですので、この議案について意見を述べることができます。

それでは、ただ今から 1 月の定例会を開催いたします。

なお、田村委員、堀内委員、加藤辰夫委員、北野委員、清水重勝委員、森下委員、齊藤和栄委員、齊藤藤伸委員より欠席の連絡を受けております。

それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第 1 8 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

ご異議なしと認めます。

それでは、私の方から指名させていただきます。

委員番号 5 番鈴木肇委員、7 番吉川委員、ご両名よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

第 7 5 号議案「福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

農政企画室

( 第 7 5 号議案 説明 )

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、1 1 番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号 4 番小寺辰夫委員には、審議終了まで退席をお願いします。

( 小寺辰夫委員 退席 )

議 長

それでは、第 7 5 号議案中、1 1 番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

( 特に声なし )

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第75号議案中、11番の案件に対し、異議がない旨回答することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

小寺辰夫委員に入場をお願いします。

(小寺辰夫委員 入場)

議長

小寺辰夫委員に報告します。第75号議案中、11番の案件につきましては、異議なしと意見決定いたしました。

次に、第75号議案中、11番を除いた案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

5番  
鈴木肇委員

12番の案件の説明の中で、この申請者は住宅の建て替えを検討した結果、現住居地が土砂災害防止法における特別警戒区域なので別の土地に建てたいということですが、資料の位置図を見るとこの地域に他にも何件か住宅が建ってますね。この辺りに住んでいる人が建て替えを計画すると同じようになるんですか。

農政企画室

県の方で土砂災害警戒区域のゾーン指定をしていますが、地図にもありませんとおりの山際一帯の住宅は土砂災害警戒区域にかかっている状況です。この辺りに住んでいる方が建て替えを計画するとまた別の場所へという話になるのかなと思います。

5番  
鈴木肇委員

この山際一帯に住んでいる人は現住所で建て替えたり増築したり簡単に出来ないということですか。

農政企画室

私もちょっと土砂災害防止法における開発行為の制限等は詳しくはないのですが、基本的には行政側としましてゾーンにかからないところでの整備を進めていく、今すぐに移転しろということではなく建て替える場合は別の場所だという話になっていくと思います。

5番  
鈴木肇委員

この一帯の住民が建て替えを計画した時に現住所では駄目ですという行政指導が出て、この案件の場合は申請者の現住所の近くに自己所有農地がありましたが、他の住民の中で近くに自己所有地が無い方は建て替える時に遠くに引越せざるを得ない場合も出てくるということですね。

6番  
武澤 会長  
職務代理者

これは農地法ではなく、都市計画法や建築基準法の指導を受けて、新しく建て替えをしたいという希望を持ちましても現住所では出来ないというゾーンに入っているということです

21番  
廣部参与

追加して言いますと、こういうゾーンの中に建てたいという場合は山の方にコンクリートの擁壁をして建築確認するということがあります。

議長

他にございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第75号議案中、11番を除いた案件に対し、異議がない旨回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
したがって、第75号議案は、原案に対し異議なしと意見決定いたしました。  
続きまして、第76号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

(第76号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定 説明)

農政企画室

(第76号議案 農用地利用配分計画(案)説明)

議長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、南居地区の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号13番市村参与には審議終了まで退席をお願いします。

(市村参与 退席)

議長

それでは、第76号議案中、南居地区の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

3番  
伊藤委員

契約期間が3月31日から始まっていますが、4月1日からではないのですか。

農政企画室 本来ならばおっしゃるとおり4月1日からした方が10年ちょうどになるのですが、中間管理機構の事務処理の都合上、今年度内に手続きを完了したいという事情もございまして3月31日からの契約始期となっております。

議長 他にございませんか。

(特に声なし)

議長 特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。

第76号議案中、南居地区の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よってそのように決めました。  
市村参与に入場をお願いします。

(市村参与 入場)

議長 市村参与に報告します。第76号議案中、南居の案件につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、第76号議案中、南居地区を除いた案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

1番  
小寺義則委員 6番の案件で借賃の欄に横線が引いてあるのはどういうことですか

農政企画室 6番の案件は使用貸借での権利設定ですので賃料は生じないため、借賃料無しという意味で借賃欄に横線を引いております。

議長 他にございませんか。

(特に声なし)

議長 他にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。

第76号議案中、南居地区を除いた案件に対し、原案どおり農用地利用集

積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがいまして、第76号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画（案）に対しては異議なしと意見決定いたしました。

続きまして、第77号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

（第77号議案 説明）

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第77号議案中、22番と23番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号9番阿部委員には審議終了まで退席をお願いします。

（阿部委員 退席）

議 長

それでは、第77号議案中、22番と23番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

3番  
伊藤委員

先程の第76号議案とこの第77号議案とで契約の始期が違うのは何故ですか。

事務局

第76号議案は所有者と耕作者の間に中間管理機構が入っているため中間管理事業の事務処理上契約の始期が揃っていますが、第77号議案は機構が入っていないためそれぞれの案件で契約の始期が違ってきます。

議 長

他にございませんか。

（特に声なし）

議 長

他にないので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第77号議案中、22番と23番の案件に対し、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）



議 長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
阿部委員に入場をお願いします。

(阿部委員 入場)

議 長 阿部委員に報告します。第77号議案中、22番と23番の案件につきましては、原案どおり決定いたしました。  
次に、第77号議案中、22番と23番を除いた案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長 特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第77号議案中、22番と23番を除いた案件に対し、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
したがいまして、第77号議案は原案どおり決定いたしました。  
続きまして、第78号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (第78号議案 説明)

議 長 ただ今の説明に対する質疑に入る前に、第78号議案中、4番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号19番池森委員には審議終了まで退席をお願いします。

(池森委員 退席)

議 長 それでは、第78号議案中、4番の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長 特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第78号議案中、4番の案件に対し、原案どおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
池森委員に入場をお願いします。

(池森委員 入場)

議長 　　池森委員に報告します。第78号議案中、4番の案件につきましては、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、第78号議案中、4番を除いた案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

5番  
鈴木肇委員 　　5番の案件について親族への贈与となっておりますが、許可後の持分が譲渡人が14分の1、譲受人が14分の13というのはどういうことですか。全部贈与することではないということですか。

事務局 　　5番の案件につきましては、恐らく贈与税の控除の範囲内で譲りたいということかと思われまして、今まで12回許可が出されています。直近ですと昨年2月に許可が出されていたかと思えます。今年許可が出されますと譲渡人の残り14分の1の持分について来年また贈与されるのではないかと思われま

5番  
鈴木肇委員 　　これによって贈与税が発生しない、あるいは発生しても極僅かの金額ということになるんですか。

事務局 　　贈与税の金額等につきましては申請者からお伺いしていないので分かりませんが、恐らくそういった計画で何回にも分けて許可申請を出されているのかと思われま

5番  
鈴木肇委員 　　所謂節税ということですかね。分かりました。

議長 　　他にありませんか。

(特に声なし)

議長 　　他にないので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。

第78号議案中、4番を除いた案件に対し、原案どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがいまして、第78号議案は原案どおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第79号議案「農地法第4条第1項の許可の申請について」  
ないし第81号議案「農地法第5条第1項の許可を受けた農地転用事業計画  
の変更の申請について」を一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第79号議案ないし第81号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当  
番委員でありました廣部参与から報告をお願いします。

21番  
廣部参与

第79号議案及び第80号議案に関する現地調査につきましてご報告しま  
す。調査日は、1月16日(水)、調査委員は、私と武澤会長職務代理者に加  
え、各地区担当委員、事務局3名の計13名で行いました。調査内容につ  
いては、事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的等、妥当でありま  
した。以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対する質疑に入る前に、第80号議案中、2  
番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の  
制限に該当しますので、委員番号4番小寺辰夫委員には審議終了まで退席を  
お願いします。

(小寺辰夫委員 退席)

議 長

それでは、第80号議案中、2番の案件について、ご意見、ご質疑等はご  
ざいませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第80号議案中、2番の案件に対し、原案どおり許可することにご異議ご  
ざいませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
小寺辰夫委員に入場をお願いします。

(小寺辰夫委員 入場)

議 長

小寺辰夫委員に報告します。第80号議案中、2番の案件につきましては、  
原案どおり許可することに決定いたしました。  
次に、第79号議案ないし第81号議案中、第80号議案の2番を除いた  
案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第79号議案ないし第81号議案中、第80号議案の2番を除いた案件に  
対し、原案どおり許可及び承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
したがって、第79号議案ないし第81号議案は原案どおり許可及び  
承認することに決定いたしました。  
なお、第80号議案の2番、3番、5番の案件は 開発行為許可を条件に、  
また、第79号議案と第80号議案の1番、2番、3番、5番、6番の案件  
は福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることを条件に、許  
可することとします。  
続きまして、第82号議案「現況証明について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

(第82号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当  
番委員でありました廣部参与から報告をお願いします。

21番  
廣部参与

第82号議案に関する現地調査につきましてご報告します。1月16日に、  
武澤会長職務代理者、地区担当委員1名、事務局3名の合計6名で実施しま  
した。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとお  
り、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井  
市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、現況証  
明書の交付について問題ないと思われま。以上でございます。

議長 　　ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議長 　　特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第82号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
続きまして、第83号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　（第83号議案 説明）

議長 　　今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6番 武澤 会長 職務代理者 　　第83号議案に関する現地調査につきましてご報告します。1月16日に、廣部委員、地区担当委員2名、事務局3名の合計7名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおりです。また、現況及び周辺農地への影響から判断し、照会に対しては、回答案のとおり回答することが適当と思われれます。以上でございます。

議長 　　ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議長 　　特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第83号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
続きまして、第84号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第84号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6番  
武澤 会長  
職務代理者

第84号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。1月16日に、廣部委員、地区担当委員2名、事務局3名の合計7名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、調査対象箇所は公衆用道路及び相当の年数が経過したと思われるスギ等の樹木が生い茂った状態であり、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われれます。以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対する質疑に入る前に、第84号議案中、二上町の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号19番池森委員には審議終了まで退席をお願いします。

(池森委員 退席)

議長

それでは、第84号議案中、二上町の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。  
第84号議案中、二上町の案件に対し、原案どおり承認することにご異議  
ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
池森委員に入場をお願いします。

(池森委員 入場)

議長

池森委員に報告します。第84号議案中、二上町の案件につきましては、  
原案どおり承認することに決定いたしました。  
次に、第84号議案中、天菅生町の案件について、ご意見、ご質疑等はご  
ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。  
それではお諮りします。

第84号議案中、天菅生町の案件に対し、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。  
したがって、第84号議案は原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、第85号議案「農地・非農地判断 実施要領の全部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第85号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、農地利用最適化推進委員も含めてご意見、ご質疑等  
はございませんか。

8番  
加藤委員

今まで利用状況調査が済んだ後に利用意向調査をしたと思うのですが、今  
回無くなるのでしょうか。

事務局

利用意向調査は再生可能な荒廃農地Aについて発出しているものでありま  
して、農地・非農地判断は再生不可能な荒廃農地Bを対象地としていま  
すので、また別のものがございます。

22番  
山本委員

非農地と判断されたら地目はどうなるのか、あるいは課税がどうなるのか、  
また地主が納得してそうなるのか、その辺りのことをお聞きしたい。

事務局

非農地判断をした後に農業委員会から法務局や市の課税部門等に通知しま  
す。地目の方は所有者が自己申請で地目変更するものですので、農業委員会  
からの通知で法務局は農業委員会が非農地判断を行ったということは把握し  
ますけれども、地目変更については農業委員会が所有者宛てに発出します非  
農地通知を受け取った所有者が行うこととなります。また、課税につきまし  
ては現況課税主義ですので山林になっているものについては恐らく山林のま  
まになるかと思えます。しかし課税が現在田・畑になっているものについ  
ては農業委員会が非農地判断した結果を課税部門に送りますので変わるかと思  
います。また所有者の意向につきましては、以前は所有者の意向を聞いた上  
で農地・非農地判断を行うというのが国の方から指導されておりましたが、

所有者不明の土地が非常に多く、その結果所有者の把握が困難なため農地・非農地判断がなかなか進まないという現状がございました。そのため国の運用通知が変わり、所有者の意向とは関係なく現況で判断し、所有者の意向については聞かなくて良いということになりました。

22番  
山本委員

例えば、山林の現況で地目は田の場合で、所有者が地目変更しなかったら依然として地目は田のままということですか。

事務局

そうなりますが、不動産登記法では地目が変わったら地目変更登記するのは所有者の義務となっておりますので、地目変更を行わなかった場合には不動産登記法違反にはなるかと思えます。また付け加えますと非農地判断した土地につきましては農地台帳から落ちることとなります。

21番  
廣部参与

すでに宅地化されているような箇所が多く見られますが、先程の説明ではそういうものについては対象外ということですが間違いはないかという確認が1点。また、現時点で荒廃農地Bと判断している箇所の地番とかは把握されているのではないのでしょうか。

事務局

廣部参与がおっしゃられるとおり、国の運用通知で違反転用のものについては農地・非農地判断を行わないということなので、建物が建っている場合等は対象とはなりません。また、荒廃農地Bの一覧につきましては、毎年行っております利用状況調査の結果を報告いただいておりますので、把握しております。

21番  
廣部参与

その一覧表を先に委員の皆に渡してはもらえないのでしょうか。

事務局

一覧表につきましては今事務局の方でご用意しておりますので、この議案がご承認いただきましたら配布させていただくこととなります。

16番  
鈴木謹一委員

航空写真の話も入っているんですかね。私の担当地区は中山間地で昔の減反したところに杉を植えていて地目は田で現況山林というところが多いんですけども、そういったところに今までは航空写真の上から×印を付けて事務局にお返ししていたのですが、今度は現地調査報告書で大字・地番・枝番等とありますが、航空写真で字番地まで分かるんですか。

事務局

現地の航空写真につきましては今私が手に持っている資料を配布しようと思っています。こちらは課税部門が作成しております資料で大体の位置や地境等を示しており、そこに所有者と地番が併記しておりますので、この資料を参考に現地調査を行っていただきたいと思えます。



12番  
池田委員

委員3人で航空写真を見ながら机上で確認し合って非農地判断していくと、それによろしいかということが1点。そうして非農地判断したところを現地調査結果報告書に書いていく。明らかに非農地だと確認できるところは順位は1番とか、その後どういうふうに順位を付けて処理をしていくのか、この点を2点目としてお聞きしたい。

事務局

まず1点目の机上での調査ということですが、一応航空写真と言いましても即日の写真ではないので現況については流動的に変わると思います。そのため原則として現地に行っていて目視していただきたいと思いますが、先程申しましたとおり山の中で現場に行くことが困難であったり場所が分からない場合等がありますので、そういう場合には航空写真にて判断していただいて差し支えございません。

12番  
池田委員

現場で調査するのも3人で、ということですか

事務局

はい、そのとおりです。次に優先順位につきましては資料の3ページの右上に1月16日時点で地区毎に荒廃農地Bがどれだけの筆数があるかを示させていただいていますが、約3,000筆を一度に所有者宛てに非農地通知を発出することが事務局の方で非常に困難ということもありまして、優先順位を付けて通知を発出していかなければならないのですが、その優先順位を事務局で決める訳にはいきませんので委員さんに決定の方をお願いするものでございます。

23番  
吉田委員

1つお願いでございますけれども、農業振興地域の農用地と非農用地区域の地番が載っている調書があると思いますが、7区の方を資料としていただきたい。また、地区担当委員といえども地区内の細かいところまでは分かりませんので、自治会長や農家組合長と話をしながら私は進めたいと思います。

事務局

農業振興地域の調書につきましては後日お渡ししたいと思います。また地元農家組合長の協力につきましては先程の説明にもありまして、今現在農地でない状態であったとしても、今後圃場整備を予定しているとか地元で機運があるといった場合は非農地とすることに差し障りがありますので、そういったところで地元の農家組合長等と協力しながら調査していただきますようお願いいたします。

議長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第 8 5 号議案を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第 7 3 号報告ないし第 8 1 号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 7 3 号ないし第 8 1 号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、協議事項に移ります。

第 3 号協議「ふくい農業委員会だより第 1 2 9 号の編集委員について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 3 号協議 説明)

議 長

ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それでは、編集委員の班編成について事務局案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、ご異議がないようですので、編集委員になられた方は、よろしく願いいたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局長

(農業委員等の綱紀粛正について)

事務局

( 相続未登記農地等について及び今後の日程説明 )

議 長

本日の審議内容の総括を武澤会長職務代理者よりお願いします。

6 番  
武澤会長  
職務代理者

本日の定例会は第 7 5 号議案から第 8 5 号議案まですべて原案どおり承認または決定をいただきました。また、第 7 3 号報告から第 8 1 号報告まで全て確認をさせていただきました。第 3 号協議事項については農業委員会だよりの編集委員が新たに選任されました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、1月の定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時 3 0 分